

議会議案第8号

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年（2020年）3月25日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長

中 村 聡一郎

（提案理由）

議会全員協議会を協議又は調整を行うための場として位置づけるとともに、欠席の届出に産前産後、育児、看護、介護の事由を新たに規定するほか、所要の改正を行うものである。

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則

鎌倉市議会会議規則（昭和36年6月議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第18章 議員の派遣（第143条）

第19章 補則（第144条）」を

「第18章 協議又は調整を行うための場（第143条）

第19章 議員の派遣（第144条）」に改める。

第20章 補則（第145条）」

第1条の見出し中「この規則の」を削り、同条中「基き」を「基づき」に改める。

第3条中「疾病」を「病気」に改め、「出産」の次に「、産前産後、育児、看護、介護」を加え、「届出」を「届け出」に改める。

第4条第3項及び第9条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第10条第4項中「あつた」を「あった」に改める。

第12条第3項中「至つた」を「至った」に改める。

第13条中「もつて行なう」を「もって行う」に改める。

第18条中「先立つて」を「先立って」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第1項中「なつた」を「なった」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第22条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

第24条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第26条中「至らなかつた」を「至らなかった」に、「終らなかつた」を「終わらなかった」に改める。

第27条第1項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第2項中「終わらない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第28条、第29条、第30条及び第31条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第33条中「終つた」を「終わった」に、「あつた」を「あった」に改める。

第35条中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第39条中「行なう」を「行う」に改める。

第42条ただし書を次のように改める。

ただし、出席議員2名以上から異議あるときは、討論を用いないで会議に

諮って決める。

第43条中「なつた」を「なった」に改める。

第44条第1項中「よつて」を「よって」に改め、同条第3項中「諮って」を「諮って」に改める。

第45条中「審査終了をまつて」を「審査又は調査の終了をまつて」に改める。

第46条第1項中「なつた」を「なった」に、「行なわないで」を「行わないで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第47条第1項中「終つた」を「終わった」に改める。

第48条第2項中「行なわないで」を「行わないで」に改める。

第49条中「終つた」を「終わった」に、「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった」に改める。

第51条第2項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第52条に次の1項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

第54条中「なつた」を「なった」に改める。

第57条第2項中「当つても」を「当たっても」に改める。

第59条中「よつて」を「よって」に改める。

第60条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第61条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第63条中「当つては」を「当たっては」に改める。

第66条中「終わつた」を「終わった」に改める。

第69条第1項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同項中「前2項」を「前項」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第72条中「もつて」を「もって」に改める。

第75条を次のように改める。

(発言の許可)

第75条 委員会において発言しようとする者は、挙手して「委員長」と呼び、委員長の許可を受けなければならない。

第76条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第77条中「はかり」を「諮り」に改める。

第78条中「終る」を「終わる」に改める。

第83条中「派遣承認書」を「派遣承認要求書」に改める。

第87条第1項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第88条中「定めるものの外」を「定めるもののほか」に改める。

第95条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

第97条第1項及び第98条中「行なう」を「行う」に改める。

第100条中「はかる」を「諮る」に改める。

第101条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第102条中「得られなかつた」を「得られなかった」に改める。

第104条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第107条第4項中「なつた」を「なった」に改める。

第116条中「手続き」を「手続」に、「、拡大した解釈をしてはならない」を「処理する」に改める。

第117条中「もつて」を「もって」に改める。

第118条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

第120条第2項中「はかり」を「諮り」に改める。

第129条中「登つて」を「登って」に改める。

第130条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第131条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第132条第1項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第133条中「かわつて」を「かわって」に改める。

第134条中「よつて行なう」を「よって行う」に改める。

第137条中「得られなかつた」を「得られなかった」に改める。

第139条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

第144条中「諮つて」を「諮って」に改め、同条を第145条とし、第143条第1項中「あつて」を「あって」に改め、同条第2項中「当たつて」を「当たって」に改め、同条を第144条とする。

第19章を第20章とし、第18章を第19章とし、第17章の次に次の1章を加える。

第18章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第143条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議

会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第143条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議会全員協議会	市政に関する重要事項等について協議すること及び市政に関する執行機関からの報告を受けること。	全議員	議長

付 則

この規則は、公布の日から施行する。